

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 21 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330030

研究課題名(和文) 森林の持続的管理と現場監視の制度的工夫 法の執行の観点より見た日欧比較研究

研究課題名(英文) Sustainable Forest Management and Institutional Arrangement for Conservation in the field level : Comparative Study from the Viewpoint of Legal Execution between Japan and Europe

研究代表者

交告 尚史(Koketsu, Hisashi)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：40178207

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,700,000円

研究成果の概要(和文)：森林の持続的管理のためには、現場監視の仕組みが不可欠である。本研究では、フランスのショーの森と日本の諏訪地方等の樹林をフィールドとして選択し、現地視察と一次史料の精査を繰り返し、歴史学と法社会学の視点を踏まえて比較を行った。その結果、いずれのフィールドにおいても、19世紀には森林監守人の制度が確立されていたことを確認することができた。とくに日本については、藩士レベルの監守人に関して、その身分、意思決定権の所在などをかなりの程度明らかにすることができた。この成果に行政法学的な制度研究の成果を重ね合わせることにより、森林監守人という人的制度の合理性と重要性について相当の知見が得られたと考える。

研究成果の概要(英文)：For the purpose of the sustainable management of forests, it is indispensable to make someone patrol the forest.

We visited mainly two places, the Forest of Chaux in France and Suwa district in Japan, repeatedly, and read the historical documents about those fields, and studied them comparatively with the viewpoint of the historical science and the legal sociology. As a result we made it clear that the both fields had got the system of "forest ranger" within 19th century. Especially as to the "forest ranger" of Suwa district, we could find out more about their status, their decision-making authority and so on. Moreover, after studying those materials from a legal perspective, we could acquire much knowledge about the reasonability and importance of the "forest ranger".

研究分野：公法学

キーワード：環境法 法制史 林学

1. 研究開始当初の背景

本研究は、法学的に見ると、行政法学における「行政法上の義務の履行確保」というテーマの下に位置付けることができる。その方面では、北村喜宣が精力的に研究を進めており、『行政法の実効性確保』(有斐閣、2008年)をはじめ多数の作品を著している。もちろん、それ以外にも多数の研究者が論文を執筆している。しかしながら、森林という広大な空間を監視するにはどうすればよいかという問題意識からの研究は少ない。

本研究は一見森林に特化した各論的研究に見えるが、自然空間の時々刻々の変化を適時に把握する手法の研究ということであるから、他の制度を参考にしてまとまった考察をすることも可能である。現行法に則して言えば、たとえば河川法 77 条に基づく河川監理員の権限行使の実態を調査し、森林調査の在り方の参考にするとということが考えられるのである。この切り口に関しては、後述するように研究分担者である松本の貢献が期待できた。松本は河川法ないし河川管理に関して豊かな研究実績を有しており、法社会学的な研究手法をも身につけている。

仮に森林に関して河川監理員に相当するものを考えるなら、森林についての専門的能力を有する特定の個人に特別の地位を与え、その者に森林の巡回を委ねることになるであろう。研究代表者である交告ならびに研究分担者である古井戸および三浦は、そのような制度がフランスに存在していることを既に知っていた。森林監守人(garde forestier)の制度がそれである。その地位が不安定であったためか、人員整理を巡る事件に関わって、同国の最高行政裁判所であるコンセイユ・デタの判例にしばしば登場する。交告と三浦はフランス行政法の研究歴があるので、法制面から森林監守人の制度の詳細に迫ることは比較的容易な状況にあった。また、古井戸は、林学の研究者として、その卓抜したフランス語を活用してフランスの林制に深く切り込んできたものであり、森林監守人の制度史と活動の実態を調査するだけの力量を有していた。

そこで、われわれは、このフランスの森林監守人を手がかりにして、それに相当する他国の制度と対比することを本研究の2つ目の基軸にしたいと考えた。フランス以外にも類似の制度があることについて当初からある程度見通しをつけていたが、ともかくまずフランスの森林監守人について、その来歴を探るのが出発点である。しかるに、このテーマに関して通覧し得る文献は限られている。そこで、関係する分野の研究者が手を繋ぎ、それぞれの専門分野で参考となる資料を発掘し、そこから得られる知見を総合するという作業が必須と思われた。

また、北欧やドイツ語圏では、万民に自然を享受する権利が認められており(阿部泰隆「万民自然享受権 - 北欧・西ドイツにおける

その発展と現状(1)」法セミ 296、1979 年他)、林野利用権もその一部を構成することから、その利用状態を監視する「監守人」が存在したようではあるけれども、そのことへの言及は断片的になされているにすぎない。

ここで日本に目を転じると、現行の森林法には森林監守人に相当する仕組みは存在しないが、わが国がこの仕組みを全く知らなかったわけではない。歴史的に見れば、同様の仕組みは存在したのである。それはもちろんわれわれの関心事であるから、本研究の1つの大きな柱となる。その方面での主役は研究分担者の坂本である。坂本は日本史学が専門であり、このテーマとの関わりで「明治前期における森林監守人の活動」『徳川林政史研究所研究紀要』40号、という作品を公表している。近世近代移行期の林政については、政策立案過程や法令の分析が中心で(筒井迪夫『森林法の軌跡』(農林出版株式会社、1974年)など)実態面での研究が遅れていた。しかし、その後の史料調査の進展とともに実態調査が可能となり、坂本はその第一線にある。

2. 研究の目的

森林は材木生産の場であるのみならず、それ自体重要な環境要素であり、また二酸化炭素の吸収や災害・水害の防備など種々の公益的機能を担う自然空間である。何処の国も、時代の要請に応じて森林の活用を図る一方、それぞれの自然的・社会的条件に見合った森林保護法制を発展させてきた。本研究では、フランス、ドイツ、デンマークおよびスウェーデンの法制を調査し、日本の法制との対比を試みる。その際、とくに現場監視の制度的工夫に着目する。森林は広大な空間であるから、それを管理する上で全体に目を行き届かせることは難しいが、実効的な森林保護のためには、時の流れの中で刻々と変化する森林の様相を継続的に監視することがどうしても必要である。これを目的とする上記の国々の制度を、歴史の観点をも織り込んで学際的に研究したい。

具体的には、19~20世紀にかけての欧日での森林保護法制全般について考究し、林野を含む近代環境法制の形成過程を概括する。次に、19世紀に於ける欧日のローカルレベルでの自然空間管理の変容を概括する。続いて、19~20世紀の欧日における「森林監守人(あるいはそれに類した制度)の変容と、伝統的共同体による林野利用への影響についての国際比較研究を行う。最後に、これらの研究結果を総合し、日本の近世近代移行期の森林保護法制の実態的变化、欧州法制の日本での受容過程を明らかにする。これらの作業の成果を踏まえて、森林の持続的管理を目的とする現場監視のあるべき姿を探ることとする。

3. 研究の方法

本研究は、まず明治初期の日本に創設された森林監守人という制度について、その思想

的系譜を探究することから出発する。すなわち、それが江戸時代以前の何らかの制度を発展させたものであるのか、それとも明治に入ってから外国の法制度をも参考にして構想されたものなのかを見極めるということである。前者の場合は、はたしてその江戸期以前の制度はどのようなものであったのか、そこにどのような思想的基盤があったのか、制度の運用状況はどうであったのかというように探究すべきテーマを拡大して行く。他方、後者であったならば、いったいいかなる国の制度が参照されたのかを検討する。併せて現在の日本における森林管理の実態を調査し、歴史的な制度との連続性を考える。そして、そうした日本の法制度の研究と並行して、ヨーロッパ諸国に見られる類似の法制度の研究を進める。最後に、日本の制度と外国の制度とを比較検討する。

4. 研究成果

(1) 広域空間である森林を持続的に管理するためには、実際に相当の頻度で現場を巡視する人材が必要である。フランスに森林監視人の制度があることはよく知られているが、明治期の日本にも類似の制度が存在した。それらの制度を比較検討し、今日の日本でうまく機能する法制度を模索することが、「3」で述べたように、本研究の目的であった。

初年度は、まずは問題意識の共有を図るため、平成 24 年 5 月に長野県飯田市で合宿を行った。同所を選択したのは、歴史学者である坂本が明治期の監守人制度の調査地として長野県と群馬県を予定していたからである。したがって、坂本が飯田市歴史研究所の利用要領を会得できたことの意義は大きい。そして平成 25 年 3 月、平成 24 年度の研究の総括として、高知市およびその周辺で合宿を組み、林学者である古井戸の指導の下、焼き畑の慣行で知られる同県の森林と林業の実情について調査を行うとともに、それぞれの研究の進展について語り合った。

これら 2 つの合宿の間に、各メンバーが単独で、ないしは 1 名相方を得て、それぞれの関心事について調査を実施した。

坂本は、幾度も自身のフィールドを訪ねて資料収集を行った。

三浦は、交告とともに、被災跡が残る宮城県を訪問し、同県の林業について森林組合等で聴取りを行った。また、その後兵庫県庁を訪問して新ひょうごの森づくりについて聴取りをし、さらに森と河川との繋がりに関して、兵庫県の加古川の河川管理、鹿児島県の河川管理につき文献資料を収集した。

古井戸は、坂本とともに、フランスのジュラ県にある文書館を訪問し、貴重な絵図を含む有益な資料をフィルムに収めた。坂本はフランス研究の担い手ではないが、この調査では彼の歴史学者としての素養が大いに活かされた。

松本は、昨今の難題であるカワウの増加に

関心を覚え、彼らの埒(ねぐら)である森林に如何なる変化が生じているのかを探るべく、交告とともに、関西方面のまとめ役である滋賀県庁の担当課を訪問し、聴取りを行った。また、その後アメリカに渡って同国の環境法研究者と交流し、森林と河川のつながり具合について見聞を深めた。

(2) 平成 25 年度は、全員参加の活動としては、9 月 21 日から 23 日にかけて、北海道調査を実施した。調査場所は、石狩森林管理署内に所在する小柳造林地である。ここはかつて火災に遭い、その後、中等学校卒の下級吏員であった小柳氏によって造林された土地である。我々は、その内部を散策し、遷移の状況を観察し、造林地が見事に成林している様子を確認した。合わせて、郷土史研究上重要な施設である黒岩家住宅を見学し、同所で受けた解説により、小柳氏がコミュニティの中で重要な位置を占めていたことを認識した。

次に、単独ないしはペアを組んでの活動を眺めてみよう。まず、坂本は、平成 25 年度も、群馬県と長野県のフィールドを頻りに訪問し、資料収集に務め、かつその成果の一部を公表した。

三浦は、国立公園内での地熱発電を巡るシンポジウムにおいて、学会誌に掲載された査読付き論文をもとにその成果を発表した。

古井戸は、平成 25 年度のメインテーマであるフランスの森林監視員制度の研究に大いに貢献した。具体的には、チロルにおける森林監守人について文献を精査し、小稿を草した。この研究により、古井戸は、チロルの森林監守人は溪流の監護の役割も果たしていたことを認識した。古井戸はまた、11 年 8 日から 10 日にかけて高知を訪問し、林業経済学会の秋季大会に参加した。これにより、林地相続と境界管理の問題に関して、最新の知見を得ることができた。

松本は、先年よりアメリカに確保しているフィールドを探訪し、同所で聴取りを行い、資料の収集に努めた。

研究代表者である交告は、全員の研究を俯瞰し、全体の方向付けを行った。具体的には、平成 25 年 6 月 17 日および平成 26 年 3 月 25 日に東京で全体会議を主催した。個人的には、デンマークの法制度研究に備えてデンマーク語の学習を継続し、文献の収集に努めた。

(3) 最終年度である平成 26 年度の目標は、全体として森林の現場監視に対する理解を深め、それを森林保全制度に関する総合的考察の基点に据えることであった。

坂本は、再度古井戸の仏国調査に同行し、歴史の専門家として調査の質を高めることに貢献した。また、本来の専門である日本近世史の視点から、主として長野県諏訪地方において、江戸時代後期の森林管理の在り様を示す古文書を調査し、写真撮影を行った。

古井戸は、平成 26 年 11 月に宮崎大学で行った研究報告を踏まえ、同月に仏国ジュラ県のショーの森で現場調査を行い、さらに同県

の公文書館等において文献を調査した。その成果は相当の量に上り、目下その一部を他のメンバーと共有することができたところである。

三浦は、平成 26 年 3 月 30 日に東京大学で開催された林業経済学会主催のシンポジウムにおいて、地熱利用の観点から見た森林管理の法的問題点について報告し、国立公園内の森林を公物と捉える視点を示し、唯一の法律専門家として公開討論に参加した。その成果は、専門誌「林業経済」平成 27 年 2 月号に収録されている。

松本は、平成 26 年 11 月に米国で開催された UC バークレー校共催のモノ湖事件関連シンポジウムに参加し、同湖の上流に広がる森林の水域・水質保全機能に関して深い知識を得た。また、平成 27 年 3 月に UC バークレー校の法律専門家が来日した際、京都の寺社を案内する中で、それらの寺社を永続させるに必要な森林の管理に関わる法制度の在り様を研究した。

交告は、これらの研究を総括するとともに、環境省のモニタリング地点に指定されている神奈川県内の林地に開発許可が下りた事件に着目し、森林法の仕組みが抱える問題点を探究した。また、平成 27 年 1 月に三浦、古井戸とともに、広島市安佐南区の水害被災地を訪れ、周辺の森林を視察した。これにより、薪炭林を放置することが森林の防災機能に与える影響を検討するうえで必要となる現場的知見を得ることができた。

(4)以上を総括すると、まず古井戸と坂本の尽力により、考察の基点となる監守人制度について、フランスと日本それぞれについて一定の知見が得られたことが大きな収穫である。とくに、日本史の研究者である坂本が古井戸に同行してフランスに渡り、林学の研究者である古井戸の調査に歴史的視点を提供したことの意義は大きい。しかも、両人のコラボレーションは古井戸が所属する学会での報告として結実した。2014 年 11 月 7 日に宮崎大学で開催された林業経済学会 2014 年秋季大会での「第一次大戦後における仏国市町村有林における森林監守人の国家公務員化 - Jura 件・ショーの森を事例に - 」と題する報告である。坂本自身はこの学会に出席することは叶わなかったが、報告の準備に力を注いだことで、自身の本来的業績である明治期の日本における監守人制度との比較研究に或る程度道が拓かれたのではないかと思われる。

他方、三浦の高知県、兵庫県等における聴取り調査や資料収集、および松本によるアメリカでのフィールド研究を通して、森林と水循環との関係について、かなりの知見が得られた。これを監守人制度に関する省察の基盤として活用することが学際性を誇る本研究の狙いの一つであったが、古井戸の指導の下に、この面でもある程度の成果を収められたと思う。先に古井戸がチロルの森林監守人が

溪流の監護の役割も果たしていたことを明らかにしたと述べたが、他のメンバーはこの指摘から大いに刺激を受けた。とくに、河川管理や流域の土地利用の法社会学的研究を得意とする松本にとっては、この方面での古井戸の助言は裨益するところが大きかったものと推測される。また、三浦も、かねてより温泉経営と地熱発電の共生という観点から国立公園の樹林地管理に関心を寄せており、この面で森林のもつ保水力等の公益的機能に関して深い知識を必要とした。その意味で、古井戸という指導者が得られたことは願ってもないことであったと言えよう。

交告は、いずれの年度においても、少なくとも 2 回は全員会議を招集し、メンバーの関心の所在を確かめたいうで、当該年度における各メンバーの研究が最終的には有機的に結び付くように配慮した。その一方で、自らの研究としては、主として森林法の制度である保安林や林地開発許可の制度に着目し、森林の持続的管理の見地からこれらの制度の運用上の問題点を探った。そして、それらの成果を、東京大学公共政策大学院での沿岸域管理法制度論の講義や、同法科大学院における環境法の講義に活かすよう努めた。さらに、具体的な成果を出すまでには至らなかったが、当初より計画していたデンマークの森林法制の研究に向けて、読書力の涵養に努め、資料を収集した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 20 件)

三浦大介ほか「林業経済学会 2014 年春季大会シンポジウム 国立公園の新たな管理に向けて：ニーズの変容と制度的対応 パネルディスカッション」『林業経済』67(11)：15-26、2015 年、査読無、

<http://ci.nii.ac.jp/naid/40020374600>

古井戸宏通「自然災害リスク管理と保安林制度の在り方」、宇沢弘文・関良基『社会的共通資本としての森』東大出版会、所収、263-280、2015 年、査読有(編者による)

松本充郎「諫早湾干拓地潮受堤防の排水門を、やむを得ない場合を除き判決確定の日から三年を経過する日までに開放し以後五年間開放を継続すべきとされた事例」『自治研究』91(3)：133-154、2015 年、査読無

坂本達彦「屋敷と耕地を守る防風林」、徳川黎明会 徳川林政史研究所(編)『徳川の歴史再発見 森林の江戸学 II』東京堂出版、所収、114-125、2015 年、査読無

坂本達彦「上州山中領における山守制の展開と幕府林政 - 一九世紀前半を中心に - 」『史学美術史論文集 金鯢叢書』42：37-52、2015 年、査読無

古井戸宏通「フランスの生物多様性政策」、

『会計と社会 - ミクロ会計・メソ会計・マクロ会計の視点から - (中央大学経済研究所研究叢書)』61:107-138、2015年、査読無

交告尚史「環境倫理学」、高橋信隆・巨理格・北村喜宣著『環境保全の法と理論』(北海道大学出版会)所収、428-445、2014年、査読無

交告尚史「土地利用計画と環境管理計画」『UED レポート(一般財団法人・日本開発構想研究所)』2014 夏号: 23-29、2014年、査読無

三浦大介「自然公園における地熱開発の法的課題」『林業経済研究』60(1): 22-33、2014年、査読有

<http://ci.nii.ac.jp/els/110009798803.pdf>

松本充郎「書評: 三俣・森元・室田編『 commons研究のフロンティア』、三俣・菅・井上編著『ローカル commonsの可能性』、『林業経済』67(3): 18-25、2014年、査読有

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110009844906>

坂本達彦「幕末維新期における信州高島藩林目付の活動」『栃木史学』28: 101-117、2014年、査読有

松本充郎「アメリカの『トンデモ』訴訟とその背景」、大阪大学シヨセキプロジェクト編『ドーナツを穴だけ残して食べる方法』初秋、257-263、2014年、査読無

古井戸宏通「戦後林業史~第1章第1節『森林法の展開と公益性』・3節『保安林制度』」、岩本純明編『戦後日本の食料・農業・農村 第2巻第2分冊(戦後改革・経済復興期II)』農林統計協会、所収、105-177、2014年、査読無

古井戸宏通「我が国と似て非なるフランスの森と水の実情」、山村振興調査会編『日本の難題を問う 森林と水源地』万来舎、所収、107-138、2014年、査読無

三浦大介「資源開発法制の諸課題」『日本エネルギー法研究所月報』224: 1-3、2013年、査読無

坂本達彦・古井戸宏通「ジュラ県文書館史料調査の記録」『栃木史学』27: 60-65、2013年、査読有

交告尚史「改正鋳業法がもたらす産業界への影響 行政法の視点から」『ジュリスト』1439: 76-78、2012年、査読無

三浦大介「鋳業法の一部改正について」『自治研究』88(9): 27-56、2012年、査読無

松本充郎「243. 道路管理の瑕疵(1)-落石」『行政法判例百選 II(第6版) 別冊ジュリスト』212: 498-499、2012年、査読無

古井戸宏通「環境史と社会史の接点としての林政学: 全球化社会における『持続的発展』の展望」『林業経済研究』58(2): 64-66、2012年、査読有

<http://ci.nii.ac.jp/els/110009496180.pdf>

〔学会発表〕(計7件)

古井戸宏通・坂本達彦「第一次大戦後における仏国市町村有林における森林監守人の

国家公務員化 - Jura 県・ショーの森を事例に - 」林業経済学会 2014 年秋季大会、2014 年 11 月 9 日、宮崎大学(宮崎県・宮崎市)

http://www.jfes.org/kenkyukai/JFES_2014_Fall/2014_yosi_full.pdf

古井戸宏通「自然災害リスク管理と保安林制度のあり方」、林業経済学会研究会 BOX、2014 年 9 月 10 日、筑波大学茗荷谷キャンパス(東京都・文京区)

三浦大介「自然公園における地熱開発の諸問題」、林業経済学会 2014 年春季大会シンポジウム(招待講演およびパネリスト)、2014 年 3 月 30 日、東大弥生講堂一条ホール(東京都・文京区)

松本充郎(Mitsuo Matsumoto): Wild Sweet Fish Never Come Back Naturally. Toward Sustainable Governance of River Basins in Japan, International Association of Study of Commons, 2013 年 6 月 7 日、山梨県富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合(山梨県・富士吉田市)

松本充郎「美日水資源管理法制之発展」、2013 世界地球日環境法国際学術研究会(招待講演)、2013 年 4 月 20 日、台北大学生校区資訊大樓国際会議庁(台北市・台湾)

古井戸宏通「保安林制度の今日的意義」林業経済学会 2012 年秋季大会口頭報告、2012 年 11 月 11 日、東京農業大学(東京都・世田谷区)

<http://www.jfes.org/kenkyukai/abst2012/B12.pdf>

松本充郎(Mitsuo Matsumoto): Administrative Discretion, Precautionary Principle, and Nuclear Risk Regulation after March 11th, 2011, The First Young Scholars Workshop on Comparative Administrative Law(招待講演)、2012 年 8 月 9 日、Institutum Iurisprudentiae Academia Sinica(台北市・台湾)

〔図書〕(計1件)

松本充郎・古庄知己(玉井真理子・永水裕子・横野恵編)『子どもの医療と生命倫理(第2版)』法政大学出版局、285pp.、2012年

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

交告 尚史(KOKETSU, Hisashi)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号: 40178207

(2) 研究分担者

坂本 達彦(SAKAMOTO, Tatsuhiko)

國學院大學栃木短期大学・日本文化学科・
准教授

研究者番号: 20390750

三浦 大介 (MIURA, Daisuke)
神奈川大学・法学部・教授
研究者番号：30294820

古井戸 宏通 (FURUIDO, Hiromichi)
東京大学・農学生命科学研究科・准教授
研究者番号：30353840

松本 充郎 (MATSUMOTO, Mitsuo)
大阪大学・国際公共政策研究科・准教授
研究者番号：70380300